

事 務 連 絡
令和2年10月14日

事業者各位

国 土 交 通 省
住 宅 局 住 宅 生 産 課
不動産・建設経済局不動産課

建物状況調査の実施状況に関するアンケート調査について
(協力依頼)

平素より住宅・不動産行政にご理解・ご協力頂きありがとうございます。

平成30年4月より、宅地建物取引業法において、既存住宅の売買時の重要事項説明の対象に建物状況調査の実施の有無が追加される等の改正規定が施行されました。

国土交通省としては、今後の建物状況調査の一層の普及等の参考にするため、建物状況調査の実施状況等を把握したいと考えております。

つきましては、事業者のみなさまにおかれましては、下記 URL よりアクセスできるページから、アンケートにご協力をお願い申し上げます。

※本アンケートはあくまで上記の目的のため実施するものであり、調査の結果を提出先である国土交通省以外の者に対して、個別の事業者が特定される形で提供することは一切ありません。

＜アンケート調査の提出方法＞

下記の URL よりご回答いただきますよう宜しくお願いいたします。

・ URL : <https://research.surece.co.jp/takken/>

＜アンケート調査の提出期限＞

令和2年10月28日（水）まで

＜お問い合わせ先＞

代表電話：03-5253-8111

住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室 辻本（内線 39-446）

不動産・建設経済局不動産課 泉井（内線 25-119）